

新型コロナウイルス感染症に係る国の基本的対処方針及び県の緊急事態措置の主な変更点

1 国の基本的対処方針の主な変更点

令和2年5月4日、国は、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長するとともに、基本的対処方針を変更した。

変更後の基本的対処方針では、特定警戒都道府県においては引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされている。

なお、段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての住民、事業者において感染拡大を防止する新しい生活様式（別添1「新しい生活様式」の実践例参照）を定着させる必要があります、また、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があるとされている。

（※緊急事態宣言の解除について、国は5月14日及び21日ごろに専門家による感染状況の中間評価を行い、解除の可否を検討する方針である。）

2 県の緊急事態措置の主な変更点

令和2年5月5日、県は、国の上記1の変更内容や、県内の感染状況等を踏まえ、県における緊急事態措置の期間を5月31日まで延長するとともに、措置の内容を変更した。

変更後の県の緊急事態措置では、基本的には引き続き徹底した行動変容の要請によるまん延防止対策を継続するものの、特に社会的に必要性が高く、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などは、感染状況等を注視しつつ、制限を段階的に緩和するとされている。

具体的には、今後の疫学的状況及び医療状況を踏まえた専門家の判断に基づき、レベルに応じて人々の行動や施設の使用制限の協力要請等を行うとされている。（疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化）

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部 感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応 （本部員会議資料 令和2年5月5日）

	徹底した行動変容の要請によるまん延防止			新しい生活様式による感染拡大の予防
区分	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
まん延の状況	感染の状況が厳しい	疫学的状況		新規感染者数が限定的
	病状に応じた迅速な医療提供困難	医療状況		病状に応じた迅速な医療提供可能
県民の皆様への要請	・人との接触機会を8割削減 ・全日の外出自粛	・人との接触機会を8割削減 ・全日の外出自粛	・週末の外出自粛	
	他地域との往来自粛			
	3密回避、体調管理、手洗い・咳エチケット、人との距離確保			
事業者・企業への要請		屋外における少人数以外でのイベントの自粛	屋内・屋内における少人数以外でのイベントの自粛	
	・出勤者数5割減（Web会議、テレワークの活用、不急な会議・出張の中止等） ・感染防止対策（時差出勤、座席間距離確保、執務オフィス分散等）			・3密回避 ・Web会議、テレワーク、時差出勤等の積極的活用
	・不特定多数が利用する施設等の休業要請については、県HP「休業への協力要請の対象となる施設一覧」とおり			

(1) 施設の使用制限及び催事の開催の停止の協力要請

今後の疫学的状況及び医療状況を踏まえ、専門家により行動制限の緩和が可能と判断された場合は、別添2「使用制限対象施設等の今後の対応に関する整理」により使用制限の要請等を緩和
少人数（最大でも50人程度）のイベントについては、感染防止対策を講じたうえで段階的に制限を解除（レベル3では屋外のみ、レベル2では屋内・外）

(2) 徹底した外出の自粛の要請

レベル4・3では全日の外出自粛、レベル2では週末のみ外出自粛を要請

(3) 事業所における適切な感染防止に向けた対策

レベル4～2では出勤者数5割減、感染防止対策を徹底

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- ☐ 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

使用制限対象施設等の今後の対応に関する整理

1 基本的な考え方

徹底した行動変容の要請を行うため、レベル1までは今の休業等要請の状態を継続すべきであるが、各施設の①社会的必要性（身体的・精神的な健康維持の有無、教育的要素の有無、代替性の有無など）と、②感染リスク（濃厚接触の程度（時間や距離）、濃厚接触行為の不特定性、濃厚接触行為の多少、3密状態の発生の程度、他県等から人が集まる効果・呼び込み効果の有無・程度など）を総合的に判断し、段階的に制限を解除していく。

2 制限解除の時期

このままの感染状況で推移した場合、5月11日から「レベル3」となる見込み。

最終的には、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日に「レベル1」に移行できるようにするため、検査と接触制限により「レベル2」に移行することを目指し、レベルに応じた制限緩和を行うこととする。

3 レベル別施設一覧

レベル3で解除（一定の条件下）

（大学・学習塾等）	自動車教習所
（博物館等）	動物園、植物園、図書館、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、プラネタリウム、
（劇場等）	劇場、観覧場、映画館、演芸場
（商業施設）	ペット美容室（トリミング）

【文部科学省の動向を踏まえ、別途整理】

大学、専門学校、高等専修学校、医療系養成施設、専修学校、各種学校、日本語学校、外国語学校、インターナショナルスクール

レベル2で解除（一定の条件下）

（大学・学習塾等）	学習塾（個人塾を含む）、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室
（運動、遊技施設）	キャンプ場、釣り堀、遊漁船、潮干狩り 屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場
（集会・展示施設）	動物愛護団体、公民館、その他の社会教育施設、観光農園、集会場、展示場、文化会館、多目的ホールなど
（商業施設）	金券ショップ、住宅展示場（戸建て、マンション）、整体院、写真屋、フォトスタジオ、仏壇店、ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、宝石類や金銀の販売店、おもちゃ屋・鉄道模型店、囲碁・将棋盤店、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、スーパー銭湯、日焼けサロン、美術品販売、展望室、占い屋、生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

レベル1

新しい生活様式に応じた感染防止対策に取り組む。

（大学・学習塾等）	バレエ教室、体操教室
（運動、遊技施設）	体育館、柔剣道場、スポーツクラブなどの運動施設、ホットヨガ・ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地、観光遊船、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場
（遊興施設等）	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス・カラオケ喫茶、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外馬（舟）券場、ライブハウス、風俗等に関する営業
（商業施設）	ネイルサロン、まつ毛エクステンション、岩盤浴、サウナ、リラクゼーション、エステサロン、脱毛サロン

4 食事提供施設

飲食店（居酒屋含む）（宅配・テイクアウトは除く）、料理店（宅配・テイクアウトは除く）、喫茶店、和菓子・洋菓子店等の食事提供施設については、次のとおり、営業時間の緩和・解除や、酒類の提供時間の解除を、段階的に実施する。

レベル 3

営業時間短縮の緩和

〔緩和前〕

朝 5 時から夜 8 時までの営業時間

⇒

〔緩和後〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間

酒類の提供時間は夜 7 時まで

⇒

同左

レベル 2

営業時間短縮の解除

〔解除前〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間

⇒

〔解除後〕

通常営業

※酒類の提供時間は引き続き夜 7 時まで

レベル 1

酒類の提供時間制限の解除

〔解除前〕

夜 7 時まで

⇒

〔解除後〕

通常営業

なお、個々の施設に関する問い合わせは、県ホームページ掲載の「休業への協力要請の対象となる施設一覧」をご確認ください。【URL】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/list.html>

5 イベント

比較的小人数（最大でも 50 人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じたうえで、段階的な制限の解除を行う。

- ① 3密の発生が原則想定されないこと。
- ② 大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ③ 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等、適切な感染防止対策が講じられること。

レベル 3

屋外における小人数でのイベント

レベル 2

屋外・屋内における小人数でのイベント